

勢田川等水面利用対策協議会規約の改正について（案）

勢田川等水面利用対策協議会規約について、以下のとおり改正したいので、採決を行います。

1 第4条（構成）の別紙「勢田川等水面利用対策協議会 構成員」の変更

【現行】

宇治山田港湾整備促進協議会 会長・NPO法人神社みなとまち再生グループ**理事長**

【改正案】

宇治山田港湾整備促進協議会 会長・NPO法人神社みなとまち再生グループ**名誉理事**

【現行】

鳥羽海上保安部 次長（交通担当）

【改正案】

鳥羽海上保安部 **交通課長**

勢田川等水面利用対策協議会 規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「勢田川等水面利用対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、勢田川、五十鈴川、大湊川及び宇治山田港（河川区域と港湾区域との重複区域及び当該区域に面する施設をいう。）における水面・水際の良好な船舶等の係留環境の促進・整備等を行うことにより、水面の安全かつ秩序ある利用の維持・増進を図ることを目的とする。

（協議・検討事項）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議・検討する。

- 一 恒久的係留保管施設及び暫定係留施設の整備・設置、並びに放置船舶への是正措置に関する事項
- 二 水面利用者等への啓発に関する事項
- 三 伊勢市が占用する現状施設に関して生じた重要な問題に関する事項（ただし、軽微なものについては、港湾管理者、河川管理者及び伊勢市によって解決する。）
- 四 その他水面利用に関して必要と認められる事項

（構成）

第4条 協議会は、別紙に掲げる者をもって構成する。

（組織）

第5条 協議会に会長1名を置き、それぞれの委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は協議会を代表し、会務を総括する。

（協議会）

第6条 協議会は、委員から開催要請があった場合で会長が必要と認めた時、会長が招集し、協議会の議長は会長が指名する。

- 2 会長は、必要に応じて協議会に学識者又は委員以外の関係者の出席を求めることができる。

（議決方法）

第7条 協議会の議決は、委員全員の同意を原則とする。ただし、賛否が分かれた場合は、会長に一任する。

(情報公開)

第8条 協議会の会議は原則公開とする。

2 協議会の会議資料、議事概要及び協議・検討事項で決定したものについては、特定の個人・団体の利害などに関わるもの除き、原則公開とし、国土交通省三重河川国道事務所及び三重県のウェブページにおいて閲覧できるものとする。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所、三重県県土整備部港湾・海岸課、及び伊勢市都市整備部監理課とし、三重河川国道事務所に置く。

(規約の改正)

第10条 協議会は、この規約を改正する必要があると認めた時は、委員総数の3分の2以上の同意を得て、これを行うことができる。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、必要な事項はその都度協議して定める。

附 則

この規約は、平成21年1月18日から施行する。

平成25年10月17日から施行する。

平成28年 2月23日から施行する。

平成28年1月21日から施行する。

平成30年 2月23日から施行する。

令和 4年 6月16日から施行する。

令和 年 月 日から施行する。

別紙

勢田川等水面利用対策協議会 構成員

委 員

宇治山田港湾整備促進協議会 会長・N P O 法人神社みなとまち再生グループ **理事長
名誉理事**

伊勢湾漁業協同組合 組合長
伊勢湾漁業協同組合 今一色支所 理事
伊勢市大湊町振興会 会長
伊勢市神社港自治会 会長
伊勢市下野町自治区 区長
伊勢市通町自治会 会長
伊勢市一色町自治会 区長
伊勢市田尻町自治会 会長
伊勢市二見町今一色区自治会 区長

三重県 県土整備部 港湾・海岸課長
三重県 伊勢建設事務所長
伊勢市 都市整備部長
伊勢警察署 生活安全課長
鳥羽海上保安部 **次長(交通担当)交通課長**
国土交通省中部運輸局 鳥羽海事事務所長
国土交通省中部地方整備局 河川部 水政調整官
国土交通省中部地方整備局 三重河川国道事務所長

事務局

国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所
三重県県土整備部港湾・海岸課
伊勢市都市整備部監理課